

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改正・変更届・加算届について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとなっています。

今般、介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ、平成30年度以降の総合事業の単価について、加算の創設を含め、改正する旨の通知（次ページ参照）が国からありました。単価改正は平成30年10月1日施行を予定しており、岡崎市については単価改正・加算内容について現在検討中です。詳細につきましては、8月の事業者講習会で周知させていただく予定です。

また、平成30年3月31日をもって、予防専門型訪問サービス、予防専門型通所サービスのみなし指定期間が終了するため、平成30年4月以降の変更届・加算届については総合事業分についても提出していただく必要があります。

変更届・加算届についての取扱いは下記のとおりとします。

記

1 変更届出書の提出

届出内容に変更が生じた際は、訪問介護・（地域密着型）通所介護事業所の変更届に併せて「岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書（様式第2号）」の1点を添付して提出してください。市外の事業所の場合は、本市にも「岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書（様式第2号）」に必要書類を添付して提出してください。

2 加算届出書の提出

「第1号事業費算定に係る体制等に関する届出書（参考様式8-3）」「第1号事業費算定に係る体制等状況一覧表（参考様式8-3別紙）」に必要書類を添付して提出してください（市外の事業所も同様）。介護と同内容の加算を算定される場合は、介護と重複する添付書類については省略していただいて構いません。

3 届出時期

変更届、加算届ともに従来の介護予防サービスと同様の締め切りです。